

医学と倫理と法

東北大学大学院法学研究科 米村 滋人

For the cooperation of medical science, ethics and the law.

The Graduate School of Law, The Tohoku University

Shigeto Yonemura

医学の歴史とは、伝承や宗教的迷信に基づく治療の克服の歴史であった。科学としての医学が確立したのは近代以降と言っても差し支えなく、人体構造の科学的理解に不可欠な死体解剖が日本で日常的に行われるようになったのは、明治期に入って大学が医学教育の場とされてからである。現代医学は高度の科学的知見に支えられてはいるものの、なお未解明の問題は数多く、医療は「暗闇の中を手探りで進む」というに近い作業である。

そのような事情もあり、古来「何が正しい医療であるか」は、医師の職業倫理の問題として理解されてきた。医学を知らない素人は、治療の「正しさ」など知る由もなく、医師は医師集団の自律的規範にのみ拘束されるべきだと考えられたのである。著名な古代ギリシャの「ヒポクラテスの誓い」は、医師集団による倫理規範の好例である。このように、医学と倫理は歴史的に密接に結びついて医療の規範を形成した。

今日では、呪術や祈祷によって病気が治ると考える者はごく少数であるが、ではいかなる医療が最善であるか、必ずしも明快な解答が存在するわけではない。西洋医学に基づく治療にも数多くの選択肢があり、漢方等の東洋医学、種々の民間療法をあわせると、現代でも行われる医療は極めて多岐にわたるが、それぞれの治療法の有効性は、大規模臨床試験等によって統計的に確認された限りでしか判明しておらず、効果が「ない」ことの証明は不可能に近いのである。また、ある患者の症状の原因を医学的に完全に説明することは現代医学をもってしても困難であることが多く、医師は一般に「経験的推測」をなすうるに過ぎない。

それでも、医療がひとたび法廷に持ち出された場合には、何が正しい医療であるか〔過失の基礎となる医療水準〕、何が患者の死の原因であったか〔因果関係の有無〕等の判断が求められることになる。医学的には証明が困難な事項について、法的な意味での証明を要求し裁判の基礎とするのが法の論理である。ここに、科学の論理と法の論理に齟齬が生じる背景がある。

このような問題につき、伝統的な法律学は十分な配慮を行ってきたとは言えない。最高裁が、訴訟上の証明は科学者の用いる論理的証明ではなく歴史的証明であると述べる（最高裁昭和 23 年 8 月 5 日判決・最高裁刑事判例集 2 巻 9 号 1123 頁）ように、法は科学的判断から全く独立に存在するとの考え方が支配的であった。その結果、原子力行政や環境行政など、科学的知見を前提とする法律判断であっても科学の進展や変化に対応する枠組みを有しないこととなった。法は、倫理に対しても十分な配慮をなしてきたとは言えない。

しかし、このような思考様式は今日崩れつつあることを指摘することができる。第 1 に、医療過誤訴訟の分野を中心に、事案の医学的な分析が法的な過失や因果関係の判断に相当程度影響を及ぼすようになった。これには、近年、主要都市の地方裁判所において「医療集中部」が設置され、医療過誤訴訟が特定の裁判官によって処理されるようになった結果、裁判官が高度の医学的知識を備えるに至っているなどの事情が挙げられる。第 2 に、科学は不可避免的に「不確実性」を伴うという事実が法律家にも一定程度認識されてきた。たとえば、DNA 鑑定という手法は、かつてはあらゆる証拠にまさる証明力を有する「切り札」であると捉えられたが、出現間もない時期の DNA 鑑定の結果が覆される事例の出現により、科学鑑定の結果を過度に重視することの危険性が認識されつつある。第 3 に、近年いくつかの場面で特定集団内の自律的ルール（「ソフトロー」）を重視する傾向が見られる。国家による規制の弊害や限界が指摘される中で、強制力は弱いが実態に即した柔軟な規制が好ましいとされる場面が生じている。医療や医学研究においても同種の自律的ルール（学会ガイドライン等）を尊重する傾向が見られる。

ただし、以上のような変化は未だに断片的なものに留まっている。今日、科学的手法や科学的知見を活用した法制度は情報通信技術を中心に広範に存在し、また科学研究それ自体に対する法規制もなされつつある。そのような中、法律専門家は従来以上に科学の特性を踏まえた検討と諸制度の運用を行うことが求められており、今後は科学者と法律家が協働してこれらの課題に取り組むことを期待したい。

<参考文献>

- 城山英明＝西川洋一編『科学技術の発展と法』〔東京大学出版会, 2007〕
戸部真澄『不確実性の法的制御』〔信山社, 2009〕
青木清＝町野朔共編『医科学研究の自由と規制』〔上智大学出版, 2011〕